

さかいまち国際児童画展について

1935年から始まった茨城県境町とアルゼンチン共和国の交流を始めとして、2017年にフィリピン共和国マリキナ市と姉妹都市交流協定、2021年にアメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市と姉妹都市協定を境町は締結しています。これらの国・地域と境町との友好をより幅広い交流にするために、「第3回さかいまち国際児童画展」を開催いたします。「さかいまち国際児童画展」が、未来を担うこどもたちの創造性や豊かな情感を育成する礎となるばかりでなく、同展を通じて異文化を認識しあい、多文化共生を図る社会の形成に貢献できることを願いこどもたちの絵を募集いたします。



お問合せ
・
応募作品
送り先

さかいまち国際児童画展 事務局

〒306-0495

茨城県猿島郡境町391番地1

境町役場 教育委員会教育学習課

電話 0280-81-1326 FAX 0280-86-7389

受付時間 9:00~17:00 (平日のみ)

メール syougai1@town.ibaraki-sakai.lg.jp

境町公式ホームページ <https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>



第3回 さかいまち こく さい じ どう が てん 国際児童画展

…募集要項…



主催

茨城県境町

募集期間

2025年7月1日（火）から2025年9月1日（月）まで

募集対象

- ・境町に在住・通学する児童生徒
- ・アルゼンチン共和国、フィリピン共和国マリキナ市、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市など、境町と交流のある国や地域に在住・通学する児童・生徒

※上記に在住する日本人及び日系人の児童生徒も参加できます。



募集年齢

4才から15才まで（年中・年長・小学生・中学生）

作品テーマ

自由課題

※キャラクターを真似るような、第三者の権利を侵害する可能性があるとは判断したものは募集・審査の対象外となります

作品（画用紙）サイズ

38×54cm（四つ切サイズ）以内 ※額装はしないでください。

出品点数

1人につき1点 ※未発表作品に限る。合作、連作は出品できません。

画材

クレヨン、水彩、油彩、鉛筆、版画、はり絵
厚みは1センチまで

【出品できない作品】

- ・デジタル作品
- ・かなりの凹凸のある作品
- ・虫が発生する恐れがある穀物類や腐る恐れがあるものは使用しないでください。

応募方法

作品受付期間：2025年 **7月1日（火）**～**9月1日（月）** ※消印有効

・「出品票」「受付票」に必要事項を記入し、「出品票」は絵の裏面に貼り付け、「受付票」は絵と一緒に同封してください。

※応募には「団体応募（学校、画塾等）」と「個人応募（自宅から）」があります。

※「出品票」「受付票」が足りない場合は、必要枚数をコピーしてください。

※境町公式ホームページの「さかいまち国際児童画展」から「出品票」「受付票」をダウンロードできます。（<https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>）

・出品方法：郵送、宅配サービス等（事務局への持ち込みもできます。）

※出品に関わる費用（送料等）は、出品者の負担となります。



審査

審査日程：2025年10月予定

審査員（予定）：内海聖史(画家・境町アートアドバイザー)、卯野和宏(画家・境町アートアドバイザー) ほか
審査結果通知時期：2025年11月予定 ※入選者のみに通知します。

※団体応募（学校、画塾等）の場合は、所属団体宛てに、個人応募（自宅から）の場合は、本人宛てに通知します。通知方法は、郵送もしくはメールとなります。

※境町公式ホームページの「さかいまち国際児童画展」でも発表します。

（<https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>）



入選点数

約140点

賞と副賞

大賞：2点（境町入選作から1点、海外入選作から1点）

特別賞：境町町長賞

副賞：大賞と特別賞の副賞には画材セットを予定しています。
入選者全員には表彰状を授与いたします。

表彰式

開催日：2025年11月下旬（予定）

会場：境町中央公民館（予定）

展覧会

会期：2025年12月20日（土）から2026年2月8日（日）（予定）

会場：S-Gallery 肅祭寶美術館



入選作品と選外作品について

- ・入賞作品（大賞・特別賞）は返却しません。境町が入賞作品を保管し活用します。
- ・入賞作品以外は返却します。選外作品は審査会後に返却、入選作品は展覧会終了後に返却いたします。返却の期日と方法についての詳細は、展覧会開催までにお知らせいたします。
※出品者は絵のフォトコピーを手元に残してください。

作品の所有権と著作権について

入選作品及び選外作品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、茨城県境町に帰属します。応募者は入選作品及び選外作品に関して著作者人格権の行使をしないものとします。

入賞作品の活用について

入賞作品は、絵を通じた異文化の交流・理解等の推進事業として、作品展示のほかに、刊行物、ポスター、カレンダー等の印刷物に使用します。また、入賞作品の貸出事業を公共団体や公共的団体に向けて行います。返却した入選作品はその画像を使用します。

※作者名、所属団体名、年齢等を明記します。

